

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則〔市街地整備課〕

改正 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和45年条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置の特例の手続等)

第2条 条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする者及び条例第7条の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設設置（変更）承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 別表第1に掲げる図面

(2) 契約書の写しその他の駐車施設の権利関係を証するための書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、当該申請について承認するときは駐車施設設置（変更）承認通知書により、承認しないときは駐車施設設置（変更）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(荷さばきのための駐車施設の特例の手続等)

第3条 条例第3条の2第4項の規定により荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効果があるとする認定を受けようとする者は、荷さばき駐車施設整備・活用計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 荷さばき駐車施設整備・活用計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(駐車施設の区画)

第4条 条例第6条に定める駐車施設の規模については、駐車のために供する部分を白線等により駐車台数1台ごとに明示しなければならない。

(特殊な装置を用いる駐車施設)

第5条 条例第6条第4項の特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認定した特殊の装置を用いた駐車施設とする。

(公共交通利用促進措置に係る特例の手続等)

第6条 条例第7条の2第1項の公共交通利用促進措置とは、公共交通機関の利用促進に資する広報及び啓発等に関する措置のほか、別表第2公共交通利用促進措置の欄に掲げる措置及び次項第2号に規定する駐車施設を設置する措置をいう。

2 条例第7条の2第1項の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、次の各号

に掲げる台数の合計とする。

- (1) 条例第3条又は第4条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から車椅子利用者のための駐車施設及び荷さばきのための駐車施設の台数を減じて得た台数（以下「基準台数」という。）に、講じる別表第2公共交通利用促進措置の欄に掲げる措置に応じ、同表緩和率の欄に掲げる率（複数の公共交通利用促進措置を実施する場合は、それぞれの緩和率を合計した率とする。）を乗じて得た台数（当該台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）
 - (2) 自転車駐車場（自動二輪車の専用駐車場を含む。）又は自転車を賃貸する事業のためのスペースに自転車又は自動二輪車のための駐車施設を5台分設置するごとに1台（基準台数に20パーセントを乗じて得た台数（当該台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）の範囲内に限る。）
- 3 条例第7条の2第2項の規定による計画の提出は、公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。
- (1) 公共交通利用促進措置計画書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請について承認するときは公共交通利用促進措置計画（変更）承認通知書により、承認しないときは公共交通利用促進措置計画（変更）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 5 条例第7条の2第3項の規定による届出は、公共交通利用促進措置廃止届出書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。
- 6 条例第7条の2第4項の規定による報告は、次に掲げる日までに、公共交通利用促進措置報告書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。
- (1) 初回の報告にあつては、第4項に規定する承認を受けた日（当該承認に係る建築物につき条例第3条第1項に規定する新築又は増築の工事を要する場合にあつては、当該建築物の使用開始日）の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日
 - (2) 2回目以降の報告にあつては、前回の報告をした日（報告すべき期限日から遅れて前回の報告をした場合は、当該報告すべきであった期限日）の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日

（届出の手續）

第7条 条例第9条の規定により届出をしようとする者は、駐車施設設置（変更）届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、第2条第2項に規定する承認を受けた者を除き、当該届出書に別表第1の1の部図面の種類の欄に掲げる図面を添付しなければならない。

（身分証明書）

第8条 条例第11条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(書類の様式等)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類（添付書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。条例第 12 条第 2 項に規定する措置の命令に係る書面に記載すべき事項及び様式についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）

	図面の種類	明示すべき事項
1	建築物及び駐車施設の付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置（条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする場合又は条例第 7 条の規定により駐車施設を設置する場合は、建築物と駐車施設との距離を明らかにしたもの）
	建築物の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び駐車施設の位置、駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	建築物の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員
	建築物の床面積求積図	当該駐車施設に係る建築物の床面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式（特定用途と非特定用途を区分したもの）
2	駐車施設の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	駐車施設の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

備考 建築物及び駐車施設の変更を伴う場合は、変更した箇所を明らかにしなければならない。

別表第 2（第 6 条関係）

	公共交通利用促進措置	緩和率
1	複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスを用	上限 10 パーセント

	いた店舗情報等の提供	
2	従業員の通勤における公共交通機関又は自転車の利用に係る取組	上限 10 パーセント
3	商品の購入に応じた公共交通機関の運賃の割引等の実施	上限 30 パーセント
4	公共交通機関の利用者のための待合室の整備	30 パーセント
5	駐車場整備地区内への自家用車の流入量の抑制に資する駐車場等からの送迎バスの運行	30 パーセント
6	その他公共交通の利用促進に資する措置として市長が適当と認める措置	市長が認める率

備考

- 1 1 の項から 3 の項までの規定による措置を行った場合に適用される緩和率は、緩和率の欄に掲げる率に建築物内における公共交通利用促進措置を実施する事業者（条例第 7 条の 2 の建築物の所有者又は管理者で当該建築物内において事業を行う者及び当該所有者又は管理者と契約を行い当該建築物内において事業を行う者をいう。以下同じ。）の数を全ての事業者の数で除して得た割合を乗じて得た率とする。
- 2 2 の項の従業員とは、事業者が雇用して当該建築物内において自らの業務に従事させる者をいう。

別記様式（第 8 条関係）

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。